

令和 8 年度 第 5 回 湯梨浜町農業委員会定例総会議事録

開 催 年 月 日	令和 8 年 8 月 1 0 日 (月) 午後 3 時 0 0 分			
開 催 場 所	湯梨浜町役場別館 第 3 会議室			
出席 農 業 委 員 (9 名)	1 番 長谷川 誠一 委員	2 番 山下 和子 委員	4 番 下田 健一 委員	5 番 渡邊 由佳 委員
	8 番 山上 真治 委員	9 番 眞木 規透 委員	1 0 番 尾川 寛信 委員	1 1 番 前田 佳寛 委員
	1 2 番 蔵本 孝広 委員			
欠 席 農 業 委 員 (3 名)	3 番 南 眞人 委員	6 番 中村 弘明 委員	7 番 横川 力 委員	
出席 推 進 委 員 (7 名)	1 3 番 河井 勝重 推進委員	1 4 番 松本 勝男 推進委員	1 5 番 土海 政信 推進委員	1 6 番 清水 武敏 推進委員
	1 8 番 山本 美代子 推進委員	1 9 番 倉本 哲男 推進委員	2 0 番 石橋 駿介 推進委員	
欠 席 推 進 委 員 (1 名)	1 7 番 伊藤 文夫 推進委員			
職 務 の た め 出 席 し た 職 員	事務局長 村岡 正憲 主 幹 中村 武史			
提 案 議 案	議案第 15 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について 議案第 16 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について 議案第 17 号 非農地の現況証明について 議案第 18 号 農用地利用集積等促進計画の策定について 議案第 19 号 非農地の決定について			
報 告 事 項	第 1 号 農地法第 5 条の規定による許可の取消について			

日 程	発 言 者	発 言 の 要 旨
1 開会 農業委員会憲章 唱和	事務局 下田会長職務代理 事務局 長谷川会長 事務局	新体制になり最初の定例総会です。ただ今から令和 8 年度第 5 回農業委員会定例総会を開会します。はじめに、農業委員会憲章の唱和を行います。本日の先導役は、議席番号 4 番 下田 健一 会長職務代理です。皆さんご起立をお願いします。 (農業委員会憲章の唱和) 開会にあたり、長谷川会長よりあいさつ申し上げます。 (長谷川会長あいさつ 省略) 本日の出席者報告です。農業委員の現員数 12 人に対し、ただ今の出席委員は 9 人であります。農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定に基づき、出席者が定足数に達しておりますので本総会が成立することを報告します。 次に会議の議長ですが、湯梨浜町農業委員会会議規則第 4 条第 1 項の規定により、会長が議長となります。長谷川会長で進行をお願いします。
2 議事録署名委員の指名	長谷川会長 (議長)	それでは進行させていただきます。本日の会議の日程は、お手元に配布のとおりでございます。ご確認願います。この会議の発言等は会議録にまとめ永久保存となりますのでご了解ください。 日程 2.「議事録署名委員の指名について」を議題といたします。このことについて皆さんにお諮りをいたします。本案件につきましては、湯梨浜町農業委員会会議規則第 23 条第 2 項の規定により、議長において指名することにご異議はございませんか。 (「異議なし」の声) 異議なしと認め、議事録署名委員には、議席番号 5 番 渡邊 由佳委員、8 番 山上 真治委員、両名を指名させていただきますのでよろしくお願いいたします。なお、会議書記におきましては、事務局をお願いいたします。
3 報告事項 第 1 号 農地法第 5 条の規定による許可の取消について	(議長) 事務局	日程 3.報告事項に移ります。報告事項 第 1 号「農地法第 5 条の規定による許可の取消について」説明してください。 報告事項 第 1 号「農地法第 5 条の規定による許可の取消について」説明します。会議書 2 頁です。 次のとおり、農地法第 5 条の許可を受けた農地転用に伴う賃借権の設定について、賃借人と賃貸人の連名により許可取消願いの提出があったので報告するものです。 (資料は 2-1 頁)

		移転で、取得する農地は自家用野菜・花を栽培する予定です。 頁をめくっていただき、3-3 頁が航空写真の位置図です。中央下側に①から⑦で赤色で囲っている箇所です。④から⑥は見にくいので黄色で囲って部分は拡大しています。 番号 2 の案件は以上です。 番号 3 譲渡人は、小浜一ーの●●。譲受人は、小浜一ーの●●。土地の所在は、大字小浜一ーの 1 筆で、いずれも地目は、台帳、現況、利用状況は記載のとおりで、合計面積は、265 m²です。権利取得後の経営面積は、76 アールで、贈与による所有権移転です。 頁をめくっていただき、3-4 頁が航空写真の位置図です。申請地は赤色で囲っている箇所で、黄色で囲っている部分は拡大した航空写真です。 番号 3 の案件は以上です。 番号 4 譲渡人は、倉吉市一ーの●●。譲受人は、番号 2 と同じく、宮内一ーの●●。土地の所在は、大字宮内一ー。同じく大字宮内一ーの 4 筆で、地目は、台帳、現況、利用状況は記載のとおりで、合計面積は、2,153 m²です。権利取得後の経営面積は、135 アールで、売買による所有権移転で、果樹、野菜を栽培される予定です。 頁をめくっていただき、3-5 頁が航空写真の位置図です。中央①から④の赤色で囲っている箇所で、中央には宮内集落です。 番号 4 の案件は以上です。 以上、この申請につきましては、労働力の状況、通作距離などをみても問題がないことから、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件を満たしているものと考えます。説明は以上です。 一括して説明をしていただきました。これより質疑を行います。皆さんのほうから質疑はございますか。 番号 1 のこの方の目的について聞きたい。 この方は、日系の方で今回、南谷の家と農地も合わせての贈与になります。野菜を栽培される予定です。 その南谷の家は、とても住める状態にないと思われます。 家のことは分かりかねますが、農地を取得され野菜などを作られるということです。外国籍ですが、現在倉吉市内に住われ、結婚もされています。
	(議長)	
	松本推進委員 事務局	
	松本推進委員 事務局	

	(議長) 事務局 河井推進委員 事務局 清水推進委員 尾川委員 事務局 尾川委員 事務局 河井推進委員 (議長) 前田委員 事務局 前田委員 (議長)	外国籍とのことですが、農地を取得することはできますか。 取得できます。 年齢はどうか。 ●●歳です。 贈与ですが通作距離はありますか。 贈与でも通作距離は関係あります。南谷に住まわれるとのことからその農地までの通作距離は問題ないものと判断しています。 外国籍の方に贈与なり売買することは可能でしょうか。 問題ありません。 登記はこの方になるのですか。 はい。国籍は関係なく日本に住所があれば登記できます。 日本に住所があればいいということでわかりました。 その他、ご意見はありませんか。 番号 2 の案件ですが、浸水する箇所もあり、この方が耕作機械など所有されているのか。また範囲も広く管理ができるのかそのあたりを聞きたい。 浸水がある区域であることは申請者も認識されていて、田をするかまたは蓮根も作ってみたいような考えもお持ちです。機械の関係は次の案件でもありますが、トラクター、草刈機械を多数所有されていて問題ないと思っています。 わかりました。 その他、皆さんからに質問はございますか。 (「なし」の声) それでは、質疑はないようですので、これで質疑を終結し、これより採決を行います。この度は、1 番から 4 番までの案件ごとに個別に採決を取りたいと思います。 まず、受付番号 1 番について、これを原案のとおり認めることに賛成の委員の挙手を求めます。 《挙手多数》1 名棄権であります。絶対多数ですので議決します。 次に、受付番号 2 番について、これを原案のとおり認めることに賛成の委員の挙手を求めます。 《全員挙手》 全員が挙手であります。よって議決します。
--	---	--

議案第 16 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について	(議長) 事務局	次に、受付番号 3 番について、これを原案のとおり認めることに賛成の委員の挙手を求めます。 《全員挙手》 全員が挙手であります。よって議決します。 に、受付番号 4 番について、これを原案のとおり認めることに賛成の委員の挙手を求めます。 《全員挙手》 全員が挙手であります。 従いまして、1 番から 4 番までの申請議案は全て議決することに決定します。 次に、議案第 16 号「農地法第 4 条の規定による許可申請について」を議題とします。説明をしてください。 議案第 16 号「農地法第 4 条の規定による許可申請について」説明します。会議書 4 頁です。 次のとおり、農地法第 4 条第 1 項の規定による許可の申請があったので、これを鳥取県知事に進達することについて、本委員会の意見を求めるものです。先程の報告事項と同一人です。 (資料は 4-1 頁~4-8) 番号 1 申請人は、田後一一の●●。土地の所在 大字 田後一一の●●外 1 筆。地目は田、転用面積は 393 m²です。転用計画の用途は一般住宅で、立地基準の判定に係る農地区分は 第 3 種農地、区分決定根拠は、住宅等が連たんする区域内。許可根拠規定は、周辺農地に影響なし。都市計画区分は非線引きの都市計画区域内で、公共投資はありません。 事業内容は、一般住宅 1 棟の建築。南側に高さ 0.6m の L 型擁壁を設置します。 申請地の東側の町道側水路へ雨水を排水する計画により、隣接する農地への雨水・土砂流出の恐れはありません。農業振興地域整備計画において農用地からは除外済み。南側の隣接農地耕作者の同意書が添付されています。 頁をめくって頂き、4-1 頁が航空写真の位置図です。中央に①②と赤色で示している箇所です。左側には、田後のあじそう、国土交通省羽合国道維持出張所が見えます。 頁をめくって頂き、4-2 頁が現地の写真です。左の写真は南東側から、右の写真は、北東側から撮影した写真です。いずれも赤色線で囲っている範囲が対象地になります。 次の 4-3 頁が公図です。縦に見ていただきますが、申請地周辺の地目を示しています。申請地①②で、隣接地の南に、地目が田の 2 筆があります。この 2 筆の耕作者の同意書が添付されています。
--	--------------------------	--

議案第 19 号 非農地の決定について	(議長) 前田委員 事務局 (議長) 事務局 前田委員 (議長) (議長) 事務局	6-1 頁をお願いします。利用権設定関係です。 農地番号 1、2 大字漆原地内の記載の 2 筆の現況 田で、利用目的は水稻栽培です。 農地番号 1、2 とともに、地権者が機構に設定する権利は、4 年 4 か月、機構が耕作者に設定する権利は、4 年 4 か月で、無償です。耕作者は、漆原の●●で、新規契約です。地域計画の地区は、表の右側に記載のとおりです。 続いて、農地番号 3、4 大字長江地内の記載の 2 筆の現況 畑で、利用目的は野菜栽培と養蜂です。地権者が機構に設定する権利は、4 年 4 か月、機構が耕作者に設定する権利は、4 年 4 か月で、無償です。耕作者は、長江の●●で、新規契約です。地域計画の地区は、表の右側に記載のとおりです。農地番号 5 から 10 の 6 筆は、すべて更新によるものですのでご確認ください。 説明は以上です。 説明が終わりましたのでこれより質疑を行います。皆さんの方から質疑はありますか。 4 番の場所を教えてください。養蜂となると水田の農薬の関係で蜂にとって毒性の強いものがあるので支障がないのか。 この場所は、長江にある以前●●という会社の道路を挟んで向かい側の場所になります。詳しい場所は後ほどお示しします。 他県の方で蜂が死滅するようなトラブルがあったようで、そのようなリスクは申請者も考慮の上と思います。 長江に事業所をお持ちの方です。 わかりました。 その他に、皆さんの方から質疑はありますか。 (「なし」の声) それでは、質疑がないようですので、これより採決を行います。議案第 18 号「農用地利用集積等促進計画の策定について」、これを原案のとおり認めることに賛成の委員の挙手を求めます。 《全員挙手》 全員の方が挙手であります。よって、議案第 18 号「農用地利用集積等促進計画の策定について」は、原案のとおり意見決定といたします。 次に、議案第 19 号「非農地の決定について」を議題とします。説明をしてください。 議案第 19 号「非農地の決定について」を説明します。会議書 7 頁です。
--------------------------------	--	--

		次のとおり、農地法第 30 条に規定する農地利用状況調査の結果に基づく別紙一覧表記載の土地が、農地法第 2 条第 1 項の適用を受けない土地であることの可否について、本委員会の議決を求めるものです。 (資料は 7-1 頁～7-9 頁) 7-1 頁、7-3 頁の非農地通知一覧表をご覧ください。 この度は、大字宇谷の――、――地内の記載の 47 筆の土地について、非農地決定の判断をいただきたく提案するものです。表の左側から、土地の所在、地目、面積、所有者については、記載のとおりです。所有者については、登記簿上の所有者になります。利用状況調査は、令和 7 年 10 月に実施され、その際に「再生利用が困難な農地」と判断されているものです。 非農地通知書発行年月日は、議決を得た後に、所有者、所有者死亡の場合は納税管理人等に発行しますので、本日時点では空欄としています。 右の備考欄には、非農地とした際の変更後の田畑以外の地目を記載しています。この記載の地目については、この後、写真を見ていただきますが、町民生活課評価係が判断している現況地目を参考にしています。 7-4 頁、縦に見ていただきます。番号 1 から番号 47 までのすべての位置図で、左下に赤色で示しています。この図の上に見えているのが、宇谷集落で、斜めに見える道路が山陰道、東西に見えるのが国道 9 号線になります。 次の 7-5 頁、同じく縦に見ていただきます。7-4 頁の拡大図で、位置図に番号と地番表記を記載していますのでご確認ください。 次の 7-6 頁から 7-9 頁が現況写真になります。7-6 頁、すべて畑から原野に地目変更するものです。次に 7-7 頁です。左下の番号 16 は畑から山林に地目変更、その他は原野に地目変更するものです次に 7-8 頁です。すべて畑から原野に地目変更するものです。 最後に 7-9 頁、左下の番号 33 は畑から山林に地目変更、その他は原野に地目変更するものです。少し時間をとりますので、ご確認ください。 以上、47 筆の提案について、本委員会で議決を得た後、所有者に通知発行、3 ヶ月の不服申出期間を経た後、不服申出者を除き、町長の職権で登記簿地目の変更登記を行うことになります。 説明は以上です。 非農地通知一覧表に記載の 47 筆の説明が終わりました。これより質疑を行います。皆さんの
	(議長)	

5 その他	前田委員 事務局 (議長) (議長) 事務局 (議長) 事務局 (議長) 事務局 (議長) 事務局 (議長) 事務局 (議長)	ほうから質疑はございますか。 山林と原野の違いはどういうものか。 違いはともかく、この判断は町民生活課が判断しているものを参考に判断しています。 その他に、皆さんの方から質疑はありますか。 (「なし」の声) それでは、質疑はないようですので、これより採決を行います。 議案第 14 号「非農地の決定について」、原案のとおり、これを認めることに賛成の委員の挙手をお願いします。 《全員挙手》 全員が挙手であります。よって、議案第 19 号「非農地の決定について」は、これを原案のとおり議決します。以上で議事を終わります。 次に、その他に移ります。 (1) 鳥取県農業委員会女性協議会定期総会・研修会の日程について、説明してください。 ○ 8 月 18 日 (火) 午後 1 時 30 分～ JA 鳥取中央 河北支所 欠席は委任状必要 (2) 8 月農家相談会の日程について、説明してください。 ○ 8 月農家相談会 8 月 20 日 (木) 午前 9 時～正午 第 3 会議室 担当：② 山下和子 委員、③ 南 真人 委員、⑬ 河井勝重 推進委員 (3) 農業者年金加入推進特別研修会の日程について、説明してください。 ○ 農業者年金加入推進特別研修会〔主催：県農業会議〕 8 月 21 日 (金) 午後 1 時 30 分～午後 4 時 倉吉シティホテル 農業者年金加入推進部長：農政・担い手部会長 横川 力委員 (慣例で農政・担い手部会長担当) (4) 9 月定例総会について、説明してください。 ○ 9 月定例総会 9 月 14 日 (月) 午後 3 時～ 第 3 会議室 ※現地調査案件がある場合は、午後 1 時 30 分又は午後 2 時に事務局へ集合。 現地調査委員：長谷川 会長、下田 会長職務代理、 担当：⑤ 渡邊由佳 委員、⑥ 中村弘明 委員、⑭ 松本勝男 推進委員 (5) 各部会の日程について、説明してください。 ○ 各部会で建議書の素案作成 各部会で日程を決定のこと
-------	--	--

6 閉会	(議長) 事務局	各部会は次回の定例総会終了後に開催することで確認された。委員は内容を検討しておくこと。 新委員へは前年の建議書を事前に送付する。 (6) その他について、説明してください。 ・農地利用状況調査 10月末までに調査終了を確認（農地パトロールの各班調査） ・視察研修先及び日程 12月17（木）～18日（金）で調整し確認された。 農家相談会を12月17日（木）→ 12月16日（水）へ日程変更 視察先は会長・事務局に一任された。 ・委員名簿は次回、連絡先を記載したものを提示する。 ・9月町報に委員の紹介あり。 事務局からは以上です。 その他に皆さんから何かございますか。 無いようですので以上で終わります。 皆さん、ご起立をお願いします。 以上をもちまして、令和8年度第5回湯梨浜町農業委員会定例総会を閉会といたします。 お疲れ様でございました。 (閉会 午後4時49分)
------	-------------	---